

長沼東小学校いじめ防止基本方針（改訂版）

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全ての児童が安全で安心な学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

そこで、本校では、いじめを防止するための基本となる考え方を次の通りとする。

- いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性があることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取り組みに努める。
- いじめを受けている子どもを守る。

3 組織の設置及び組織的な取り組み

（1）いじめ防止対策委員会の設置について

いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、各ブロック代表、特別支援コーディネーター、養護教諭とする。

（2）いじめ防止対策委員会の活動

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- いじめ防止等に関する年間指導計画の作成（生徒指導主事）
- 生徒指導全体会の企画・立案（生徒指導主事）
- いじめに関するアンケートの結果、報告等の情報の整理・分析（生徒指導主事）
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 配慮児童への支援方針決定

（3）いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

ア いじめの発見・通報を受けた時の対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに通報する。

イ 情報の共有

- いじめの情報を受けた生徒指導主事は、全職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 調査・事実関係の把握

- すみやかにいじめ防止対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童の聞き取りにあたっては、担任の他、児童が話をしやすいよう担当する教員を選任する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。その結果については、保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、その旨を児童や保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- 全職員で連携して組織的な対応に努める。

オ 継続指導・経過観察

- 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

4 いじめの未然防止の取組

(1) 学級経営の充実

- 困り事調べを実施したり、「心のアンケート」やQ Uテストを活用したりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 学期1回の「困り事調べ」の後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- スクールカウンセラーや支援員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。(ケース会議の開催)

(4) 縦割り班活動の実施(児童集会・一斉清掃)

- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学び、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や幼稚園・保育所と情報交換や交流学习を行う。

5 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

- 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。ま

た、必要に応じて、保健福祉センター、教育委員会、中学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 定期的な「困り事調べ」の実施

- 毎学期1回以上、「困り事調べ」を実施する。また、「困り事調べ」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

- 児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 具体的な実施計画

	「いじめ防止対策委員会」の取り組み	その他、全職員等での取り組み
4月	・いじめの未然防止への取り組み内容の検討 ・望ましい集団づくりのための取り組み内容の検討 ・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討	・学校のいじめ問題行動に対する方針の保護者への説明
5月	・家庭（地域）訪問の取り組みと内容検討	・家庭（地域）訪問の情報交換
6月	・アンケート調査の実施・分析	・アンケート調査の結果の情報交換
7月	・1学期の取り組みの反省と2学期以降の取り組みの検討（実態調査報告）	
8月		・夏休み中の児童の様子について情報交換
11月	・教育相談の取り組みと内容検討 ・アンケート調査の実施・分析	・教育相談の情報交換 ・アンケート調査の結果の情報交換
12月	・2学期の取り組みの反省と3学期以降の取り組みの検討（実態調査報告）	
1月		・冬休み中の児童の様子について情報交換
2月	・アンケート調査の実施・分析	・アンケート調査の結果の情報交換
3月	・3学期の取り組みの反省と来年度の取り組みの検討（実態調査報告）	

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。